

税制に対する意見

平成 18 年 10 月

 社団法人 **中部経済連合会**

目 次

| | |
|---------------------------------|----------|
| I 法人に対する課税のあり方 | 1 |
| (1) 減価償却制度の改革 | 1 |
| (2) 国際競争力に資する租税特別措置の維持・拡充 | 2 |
| (3) 国際租税制度について | 2 |
| (4) “環境税”について | 3 |
| (5) 連結納税制度について | 3 |
| (6) 欠損金の繰戻還付再開 | 3 |
| (7) 特別法人税の廃止 | 4 |
| (8) 受取配当金益金不算入制度の見直し | 4 |
| II 個人に対する課税のあり方 | 4 |
| (1) 消費税にかかる納税環境の整備 | 5 |
| (2) 子育て支援に向けた所得控除の見直し | 5 |
| (3) 金融所得課税について | 6 |
| (4) エンジェル税制の延長 | 6 |
| III 地方税制のあり方 | 6 |
| (1) 国から地方への権限と税源の移譲 | 7 |
| (2) 地方消費税の配分について | 7 |
| (3) 地方交付税のあり方 | 8 |
| (4) 課税自主権のあり方 | 8 |
| IV その他 | 8 |
| (1) 道路特定財源のあり方 | 8 |
| (2) 納税者番号制度の導入 | 9 |
| (3) 申告実務の簡素化 | 9 |
| (4) スーパー中枢港湾の整備促進 | 9 |

「税制に対する意見」

I 法人に対する課税のあり方

わが国の経済成長を持続させるためには、企業の国際競争力を強化していくことが不可欠である。近年企業業績は好調を維持しているものの、少子高齢化による労働力不足や、アジア諸国の追い上げなど企業経営を取り巻く環境は今後ますます厳しくなると見られており、将来に向けての競争基盤を整備していくことが求められる。

わが国の法人実効税率は、低税率のアジア諸国との格差が大きいばかりでなく、先進国中においてもフランスやイギリスより高い水準にある。米国、ドイツとはほぼ同水準にあるものの、これらの国でも競争力強化の観点から法人実効税率引き下げを進めている状況であり、わが国企業の国際競争力が今後相対的に低下する懸念がある。また、製造業においてグローバルに生産地域を選択する傾向が強まる中、税負担の高さに起因する企業の海外流出にも留意が必要である。

このような観点から、わが国の法人実効税率は今後引き下げを検討する必要があり、消費税を中心とする税制抜本改革において実現が求められる。

(1) 減価償却制度の改革

企業の国際競争が激化している状況の中、設備投資が競争力向上に繋がることを考えると、減価償却制度にも国際的なイコールフットイングが求められる。

主要先進国で償却限度額を設定している国はなく、また償却資産を除却する際には処分価値がほとんどないという実態を踏まえると、現行95%の償却可能限度額はさらに引き上げる必要があり、備忘価額1円まで償却可能にすべきである。

また、諸外国に比べ複雑な耐用年数区分を簡素化することにより、新製品・新技術が開発された場合の区分けにかかる事務コストを軽減することも求められる。

(2) 国際競争力に資する租税特別措置の維持・拡充

租税特別措置は、税負担の公平・中立・簡素という基本理念から整理・合理化していくことが原則ではあるが、経済活力の向上に特に有効に機能しているものについては維持・拡充していくことが適当である。

産業活力再生特別措置法に基づく革新的新規設備投資に対する特別償却等の措置は、平成 19 年 3 月までの期限となっているが、生産性の高い設備への積極的な投資を促し、わが国産業の競争力確保に貢献していることから、措置を延長するべきである。

また、研究開発税制においては平成 18 年度改正により比較試験研究費を上回る部分の特別税額控除割合に 5 % を加える特例が 2 年間の時限措置として講ぜられたところであるが、企業の国際競争力強化のためには研究開発の促進によるさらなる技術力の向上が必要であることから、かかる特例措置の恒久化および拡充が求められる。

(3) 国際租税制度について

経済のグローバル化が進展し、国際的分業体制の構築が重要となる中、わが国企業の海外活動の円滑化を妨げないような国際租税制度が求められる。

このような観点から、外国税額控除については、控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を延長するとともに、控除限度超過額については繰越か損金算入の選択を認めることにより、国際的二重課税を可能なかぎり排除していくべきである。また、間接税額控除の適用対象会社の範囲を拡大すべきである。なお、外国税額控除限度額の計算方法については、税制簡素化の観点から現行の一括控除限度額方式を維持していくことが適当である。

タックスヘイブン税制については、国際的な法人実効税率引き下げ競争を勘案し、軽課税率の判定基準を引き下げるべきである。さらに、課税の公平の見地から、留保所得のある子会社、孫会社、曾孫会社だけでなく、欠損金のある子会社等についても合算対象とするべきである。

また、移転価格税制においては、わが国企業に所得を操作する意図がないにもかかわらず、海外子会社との取引価格に対する国税当局との認識の相違により追徴課税を受けるリスクに直面している。このよ

うな制度運用は企業の円滑な海外進出を妨げる恐れがあるため、予期せぬ税の過払いや二重課税などの税務リスクを事前に回避できるよう、制度の事前予測性を高めることが必要である。

(4) “環境税” について

地球レベルでの温暖化対策が必要となる中で、わが国では“環境税”が候補としてあげられているが、このような税制は経済活動に歪みを生じさせ、わが国経済を牽引している企業の国際競争力に大きな影響を与える可能性が高い。

また、わが国だけが“環境税”を導入しても、他の国・地域へ生産拠点が移転することによって、地球規模で見れば温暖化対策が後退することも懸念される。さらに、新税のもたらす温暖化対策効果も不確かであることから、まずは現状の財源の有効活用を優先するべきである。

また、地球温暖化対策には民間の活力を十分に活かすことが必要であり、わが国の優れた環境技術や研究成果が活用されるよう支援していくことが求められる。

(5) 連結納税制度について

連結納税制度については、企業組織に対する税制の中立性を高めることによって、企業の資本・人材の有効活用を促進し、経済を活性化させる狙いがあるが、あまり活用が進んでいない状況にあるため、企業が利用しやすい制度に改革することが必要である。

したがって、連結グループ内寄附金の損金不算入規定、また連結納税制度適用・加入時における子会社の繰越欠損金切り捨てや時価評価規定を撤廃するべきである。

(6) 欠損金の繰戻還付再開

法人税法は、欠損金の繰戻しによる還付を規定しているが、厳しい財政状況を背景に、平成4年度改正から適用が停止されている。課税年度は人為的な計算上の区切りに過ぎず、租税負担の公平性を確保するためには、その区切りの前後に関係なく利益と損失を通算して取り扱うべきあり、欠損金の繰戻還付については早期に再開すべきである。

(7) 特別法人税の廃止

民間の自主的な年金制度の安定化を図るために、拠出時・運用時非課税の原則に鑑み、平成 19 年度まで課税が凍結されている特別法人税を撤廃すべきである。

また、確定拠出年金の拠出限度額をさらに引き上げ、資産形成への自助努力を促す仕組みを後押しすることが必要である。

(8) 受取配当金益金不算入制度の見直し

課税後の法人所得から支払われる配当に対する二重課税を防ぐために、法人の受取配当については本来、全額益金不算入とするべきである。平成 14 年度税制改正において、総資産按分法により控除される負債利子の算定上、支払利子から特定利子を除外できなくなったが、これは当時の厳しい経済事情を背景とした財源措置であり、二重課税を防ぐという益金不算入制度の主旨に反するものであることから、足元の経済状況が改善傾向にあることを考慮し早急な見直しが必要である。

II 個人に対する課税のあり方

財政の持続可能性に対する国民の不安を払拭するためには、財政の構造改革を進め徹底的に歳出を削減し、巨額の公的債務残高を縮小して財政健全化を進めなければならない。同時に、少子高齢化に伴い増加する社会保障財源の安定確保も必要であり、財政健全化を進める中において社会保障費用を捻出していくことが求められる。そのためには社会保障全体のグランドデザインを描き、給付内容についての国民的合意を形成する必要がある。その次に、保険料と税の負担バランスを決め、最後に税の追加負担を決めるべきである。

このような国民全体に関わる費用に対する税負担については、あらゆる世代が公平に負担できる消費税に求めるのが最も適当であり、わが国の基幹三税（所得税・法人税・消費税）のバランスを消費税中心の体系に移行させ、所得税・法人税への依存度合いを低減させていくことが必要である。

消費税のあり方については、負担と社会保障給付の関係を明確にすることで増税に対する国民の納得を得られるよう目的税化すべきとの議論もあるが、完全な目的税化により社会保障費が一般予算から分離されれば、費用の増加に歯止めがかかりにくくなる恐れがあり、税率に常に上昇圧力がかかることも懸念される。また、将来において少子高齢化による社会保障の負担がピークアウトしても、特定財源化された消費税を縮小することは容易でなく、財政の硬直化に繋がる恐れもある。

したがって、消費税については予算総則で用途を定めるような緩やかな目的化が望ましいが、もし用途を法定化して厳密に目的税化する場合においては、将来における柔軟な対応が可能となるよう一定期間後に用途を見直す仕組みづくりが必要である。

(1) 消費税にかかる納税環境の整備

今後、消費税中心の税体系に移行する場合には、負担の公平性を高めるための環境整備が必要である。そのためには、まず簡易課税制度について、実態よりも高いみなし仕入率を引き下げるべきであり、さらに、正確な仕入税額を把握するためのインボイス制度も導入すべきである。

なお、免税点については既に 1000 万円に引き下げられており、納税にかかる負担・事務能力等を考慮すれば、現状においては妥当な水準と考える。

(2) 子育て支援に向けた所得控除の見直し

人口減少・少子高齢化が予想を上回るスピードで深刻化している中、子育てに対する負担感の増大や、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れなど、出産・子育てを阻害している社会的要因を早急に取り除いていくことが必要である。

そのための経済的支援としては、児童手当の拡充などとともに、税制面からの支援策も重要である。税制優遇措置としては、共働きのサラリーマン等を手厚く支援するために、幼稚園・保育所費用やベビーシッター費用の所得控除を認める“子育て支援控除（仮称）”の導入が効果が高いと考える。

なお、このような制度の導入に際しては厳しい財政状況に鑑み、既存の配偶者控除、扶養控除を見直すことで税収中立となるよう設計すべきである。

(3) 金融所得課税について

個人の投資にかかるリスク許容度を増して証券市場の活性化を図る観点から、金融所得間における損益通算の範囲拡大をさらに進める必要がある。

また、株式譲渡益等に時限措置として適用されている軽減税率については、貯蓄から投資への流れを着実なものにするために、当面、適用期限を延長すべきである。

(4) エンジェル税制の延長

わが国経済の活力を維持するためには、ベンチャー企業を育成することによって、産業の新陳代謝を高めていく必要がある。

ベンチャー創業時の大きな課題となっている資金調達を円滑にするためには、個人投資家の投資インセンティブを高めることが有効であることから、エンジェル税制のうち平成19年3月に期限となる株式譲渡益の圧縮措置については延長すべきである。

Ⅲ 地方税制のあり方

地方における法人所得課税については、地域の行政サービスとの関連が必ずしも明確ではなく、大都市偏在、税収の不安定性といった問題もあることから地方財源として適していないといえる。また、法人事業税の外形標準課税制度については、対象法人の限定が不適切といった問題も指摘されているところである。このように現行制度には多くの問題点があることから、地方の法人所得課税については縮小・廃止といった改革を検討することが必要であり、その改革を法人課税の中長期的課題である実効税率引き下げに繋げていくべきである。法人課税の縮廃により必要となる地方の代替財源には、偏在性が少ない地

方消費税がふさわしい。

また、固定資産税については、土地に対するものは、面する道路の幅や交通利便性など行政サービスに対する応益性がはっきりしており、地方の税源としてふさわしい。しかしながら、家屋や償却資産に対するものは、行政サービスとの直接的な受益関係は見だし難いこと、また、土地の有効活用や企業設備の能力増強を抑制する要因となることから、地方の主要財源としては見直しが必要と考えられる。

地方自治体の財源は、その行政サービスに見合った負担を地域の受益者が負担するべきであり、税目としては地域による偏在性が少なく、収入の安定している個人住民税、固定資産税、地方消費税に求めるべきであり、特に地方消費税については、その役割を高めていくことが望まれる。

(1) 国から地方への権限と税源の移譲

地方自治体が地域の実情に応じて自主的な住民サービスを提供する地方分権を進めることにより、無駄な事業を削減し、行政を効率化していかなければならない。そのためには、国庫補助負担金の一層の廃止・縮減により国の地方行政に対する関与を減らしていくとともに、それに見合った国から地方への税源移譲を進めるべきである。地方の財源としては偏在性の少ない消費税が適しており、今後の税源移譲に際しては、消費税増税と合わせて地方消費税への配分を増やすことを検討すべきである。

(2) 地方消費税の配分について

地方消費税を都道府県間で配分するための清算基準としては、小売年間販売が大きなウェイトを占めているが、消費税とは国内における財貨・サービスの生産から消費に至る各段階で生じる付加価値を課税対象とするものであることから、生産などの段階における付加価値も反映されるべきであり、例えば清算基準に工業統計を加味することなどを検討するべきである。

(3) 地方交付税のあり方

地方分権の進展に伴い地方交付税の財源保障機能は縮小させていくべきであり、国の担保する範囲は基礎的な行政サービスに限定されるべきである。財政調整機能については、地方税収の偏在性が抜本的に改革されないかぎり財政力格差を是正するために必要である。

なお、地方財政のモラルハザードを防ぐ観点からは、地方交付税交付金の算定基準の簡素化・透明化が必要であり、歳出面も含めた徹底的な情報公開も合わせた制度改革が早急に求められる。

(4) 課税自主権のあり方

法定外税や超過課税など地方の課税自主権は、受益と負担の関係について納税者の十分な理解を得た上で行使されるべきである。しかしながら、現状では選挙権のない法人に対する安易な適用が目立っており、地方自治体の説明責任が十分に果たされているとはいえない状況である。よって、課税自主権を行使するにあたって、納税者の意見が十分に反映され、公平・公正な決定がなされるような仕組みが必要である。

また、多くの県で見られる超過課税のように、個別の重要施策を一般歳出の枠から抜き出し、単体で追加負担を求めるような課税自主権の行使はあまりに安易であり、このような増税が許されれば、際限なく歳出は膨らむ恐れがある。言うまでもなく県民全体が受益する重要施策は一般予算で優先的に支出されるべきであり、新たな追加負担を求める前には、既存の歳出を徹底的に見直すべきである。

IV その他

(1) 道路特定財源のあり方

揮発油税や自動車重量税などで構成される国の道路特定財源は、旧本州四国連絡橋公団の借入金返済や都市再生事業など、道路建設以外の事業にも回されているが、本四公団の借入金については今年度で完済となることから、来年度以降、国の道路特定財源に巨額の余剰が生

じることとなる。しかしながら、地域における道路のニーズは依然として高く、余剰分については当然のことながら道路建設に充てられるべきである。

(2) 納税者番号制度の導入

納税者の所得を捕捉し、公平性を確保することは、税に対する国民の信頼への前提であることから、納税者の所得や資産の実態を把握しやすくする納税者番号制度を早急に導入すべきである。加えて、消費税にインボイス方式が導入されれば、納税者番号制度との組み合わせによって、所得捕捉が進むことが期待される。

(3) 申告実務の簡素化

申告納税制度の下、納税者には納税にかかる事務負担が生じるが、企業の円滑な経済活動を阻害しないためにはできるかぎり負担を軽減していくことが必要である。

平成 17 年度改正で創設された人材投資促進税制は、企業の人材育成を後押しすることにより、わが国産業の競争力を向上させる役割が期待されているが、さらに利用しやすい制度とするためには添付書類への記載要件を簡素化する必要がある。

また、平成 16 年度より適用された法人事業税の外形標準課税については、特に付加価値割の仕組みが複雑であり、申告実務が煩雑になってきていることから、明細書の廃止も含めた簡素化が必要である。

(4) スーパー中枢港湾の整備促進

名古屋港と四日市港がスーパー中枢港湾として国際競争力を高めていくためには、コンテナターミナルの効率的運用が必要である。したがって、スーパー中枢港湾の特定国際コンテナ埠頭の認定運営者が整備する荷捌き施設等にかかる固定資産税・都市計画税の課税標準を 2 分の 1 とする特例措置を延長するべきである。

以上